

地域建設業における
建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践

令和2年5月15日
(令和5年3月13日改訂)



一般社団法人 全国建設業協会

はじめに

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するための参考となる指針として「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和5年3月13日改訂))」を示しました。

これに関連し、本会では、各都道府県建設業協会及び会員企業による建設現場における工夫・実施を踏まえた対策事例を「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」としてまとめましたので、国土交通省のガイドラインと併せて活用することにより、会員企業の予防対策の一助としてください。

建設現場における新型コロナウイルス対策 ①

新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとしたWithコロナに向けた新たな段階に進んだ現状において、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、また、自身を感染から守るために、必要に応じたマスクの着用※1、手洗いなどの手指衛生、「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避などの基本的な感染防止対策に引き続き注意する必要があります。

また、3つの密のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、日頃から密集・密閉・密接のいずれも避けるよう徹底しましょう。

以下では、現場におけるシーン毎に、具体的な対策を示します。

※1 必要に応じたマスクの着用…マスク着用は個人の判断が基本となりますが、以下の場合にはマスクの着用が推奨されています。

- ①医療機関受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
- ②通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時
- ③高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦等感染リスクからご自身を守る必要がある時

基本となる対策

- 身体的距離の確保
 - ・人との間隔は、触れ合わない距離を確保する。
- 必要に応じたマスク等の着用
 - ・会話するときや通勤ラッシュや人混み、屋内などで距離が確保できない場合は、マスクを着用する。
 - ・フェイスシールド、マウスシールドを使う場合、マスクと比べ効果が弱いことに留意する。
- 手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底
 - ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
 - ・事務所や休憩所の入口等に手指消毒液を設置し、使用を徹底する。
 - ・咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる。
- 出勤前の健康状態の確認
 - ・発熱や風邪の症状がある場合は、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。

建設現場における新型コロナウイルス対策 ②

朝礼・危険予知活動における対策

- 入場時または朝礼時の体温測定の実施 【写真①】
- 配列間隔の確保 【写真②、③】
 - ・ 整列時の作業員の間隔は触れ合わない程度の一定の距離を確保する。
 - ・ 屋外では、マスク着用は原則不要。
 - ・ 距離の確保の際、作業員の前にパイロンを置く、ラインを引くなど、整列する位置を明示すると効果的。
- 参加人数の制限 【写真④】
 - ・ 参加者を一定職（職長等）に制限し、朝礼後にグループ内で伝達事項等を共有する。
 - ・ ただし、マスクを着用する場合、その限りではない。
- 「3つの密」回避のための取組状況の確認
 - ・ 朝礼時等に取組状況を確認し、徹底されていないものがあつた場合には、不徹底の内容と改善策を作業員間で共有する。
- 時間短縮や内容の効率化
 - ・ 説明ポイントを絞って実施時間を短縮する。また、伝達事項が明確に伝わるよう資料を活用する。
- 指差し呼称時の間隔確保 【写真⑤】
 - ・ 指差し呼称する場合には一定の距離を確保する。
- テレビ通話ツール等の積極的な利用による現場・事務所間の遠隔開催 【写真⑥】



【写真①】 体温測定



【写真②】 配列間隔の確保 1



【写真③】 配列間隔の確保 2



【写真④】 朝礼参加人数の制限



【写真⑤】 指差し呼称時の距離の確保



【写真⑥】 テレビ電話ツールの利用

建設現場における新型コロナウイルス対策 ③

現場事務所等での業務・打合せにおける対策

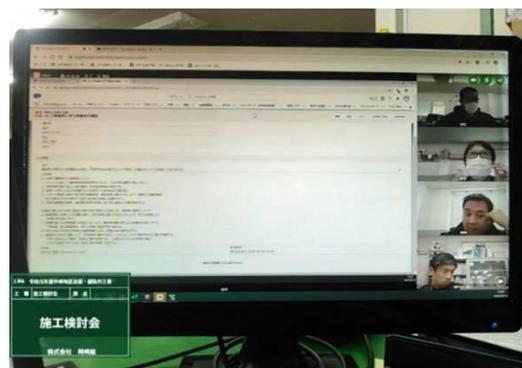
- 「3つの密」回避のポスター掲示 【写真①】
 - ・現場事務所内に「3つの密」回避のためのポスター等を掲示し、予防意識の向上を図る。
- 常時換気等の徹底
 - ・ドア、窓等を必要に応じ、開放し空気を入れ換える。
 - ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%～70%程度になるよう適切な加湿を行う。
※熱中症対策でエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。
 - ※寒冷な場面においては、暖気を維持しながら、常時換気またはこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、定期的に大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫もある。
- 事務所内の対人間隔の確保 【写真②】
 - ・他の作業員と一定の距離（1m以上目安）を空ける。
- Web（TV）会議等の積極的導入やメール・電話による対面の打合せ等の削減 【写真③】
- 対面で打合せ等を行う場合の対面距離を確保 【写真④】
 - ・対面で打合せ等を行う場合は、一定の距離（1m以上目安）を確保し、3人掛けの机を2人掛けで利用する。
- 簡易なパーティションによる密接の防止 【写真⑤】
 - ・アクリル板や段ボール等で作成した簡易のパーティションを必要に応じ、机の上に設置する。
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 共有設備の定期的な消毒
 - ・ドアノブ、パソコン、タブレット、電話、共有のテーブル・イスなどの共有設備は、定期的な消毒を徹底する。
※消毒方法の詳細については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照。
(厚生労働省ホームページURL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ゴミの回収
 - ・ゴミは定期的に回収し、鼻水や唾液等が付いたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
ゴミを回収する人は、マスクを着用し、作業後は必ず石けんと流水で手を洗う。



【写真①】ポスター等の掲示



【写真②】対人間隔の確保



【写真③】Web会議



【写真④】対面距離の確保



【写真⑤】パーティションによる密接防止

建設現場における新型コロナウイルス対策 ④

現場作業時等における対策①

○「3つの密」回避のポスター掲示【写真①、②】

- ・作業場所に「3つの密」回避のためのポスター等を掲示し、予防意識の向上を図る。

○屋外作業時のマスク着用

- ・屋外では、マスク着用は原則不要。

○密接した作業の回避【写真③】

- ・作業員間の間隔については適切な距離を確保する。

○共有設備の定期的な洗浄・消毒【写真④】

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・イスなど共有設備の洗浄・消毒を行う。設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

※消毒方法の詳細については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照。

(厚生労働省ホームページURL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

○重機や車両等の操作前の消毒等の徹底【写真⑤、⑥】

- ・重機や車両のハンドルや操作レバーなど複数の従業員が頻繁に触れる箇所は定期的に消毒を行う。

○車両移動時の感染防止対策

- ・建設現場に車両で移動する際には、換気の状態等踏まえ、感染防止対策に努める。



【写真①】ポスター等の掲示1



【写真②】ポスター等の掲示2



【写真③】作業員間の間隔確保



【写真④】ドアノブの消毒



【写真⑤】重機の消毒



【写真⑥】車両の消毒

建設現場における新型コロナウイルス対策 ⑤

現場作業時等における対策②

- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 【写真①、②】
 - ・室内など密室・密閉された空間で作業を行う場合、換気や送風機等の使用により空気の流れ換えを行う。
- 密室・密閉空間での作業員の縮小 【写真③、④】
 - ・室内など密室・密閉された空間で作業を行う場合、人数制限を設けて作業を行う。



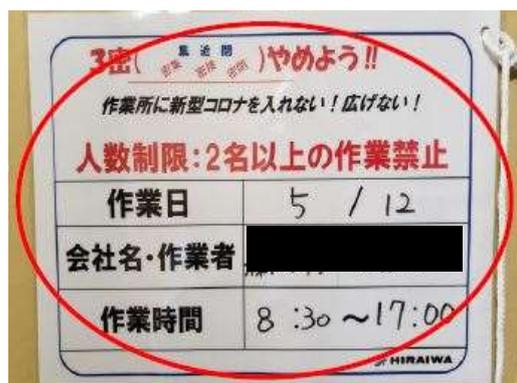
【写真①】送風機による換気(室内側)



【写真②】送風機による換気(室外側)



【写真③】室内作業の人数制限



【写真④】室内作業の注意書き

建設現場における新型コロナウイルス対策 ⑥

食事・休憩時における対策

- 「3つの密」回避のポスター掲示 【写真①】
 - ・休憩室内に「3つの密」回避のためのポスター等を掲示し、予防意識の向上を図る。
- 休憩室の常時換気等の徹底 【写真②】
 - ・ドアや窓等を必要に応じ、換気を行う。
 - ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%～70%程度になるよう適切な加湿を行う。
 - ・※熱中症対策でエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。
 - ・※寒冷な場面においては、暖気を維持しながら、常時換気またはこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、定期的に大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫もある。
- 対人間隔の確保 【写真③、④】
 - ・食事・休憩の際は、触れ合わない程度の一定の距離を確保し、真正面に座ることは避ける。また、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう収容人数を制限する。
 - ・必要に応じて、屋外・車中で食事（休憩）をとる。
 - ・食事、着替え、喫煙等で会話する場合は、マスクは必要に応じて着用する。
- 休憩時間の分散化
 - ・班別で休憩をとる、休憩時間をずらすなど作業員の休憩時間を分散化する。
- 簡易なパーティションによる密接の防止 【写真⑤】
 - ・一定の距離が保てないなど、状況によってアクリル板や段ボール等で作成した簡易のパーティションを机上に設置する。
- 手洗い時のペーパータオルまたは個人用タオル利用の徹底 【写真⑥】
 - ・ハンドドライヤー※や共有タオルの使用を止め、ペーパータオルまたは個人用タオルを利用する。
 - ・※ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には使用を可。
- 共用する物品の消毒
 - ・共用する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒を行う。
- 入退室前後の手洗い等
 - ・休憩室や休憩スペースを使用する際は、入室前後の手洗いを徹底する。また、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ゴミすて及び回収
 - ・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて縛り密閉する。
 - ・ゴミを定期的に回収する。また、回収する人はマスクを着用し、作業後は必ず石けんと流水で手を洗う。



【写真①】ポスター等の掲示



【写真②】休憩室の換気



【写真③】対人間隔の確保



【写真④】休憩場所の工夫



【写真⑤】パーティションによる密接防止



【写真⑥】ペーパータオルの利用

建設現場における新型コロナウイルス対策 ⑦

熱中症に対するリスク軽減対策

○フェイスシールド（マウスシールド）の着用 【写真①】

- ・飛沫による感染症の拡散防止を図るとともに、息により熱がマスク内にこもることを解消する。
※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクと比べ効果が弱いことに留意が必要。

○熱中症指数計WBGT（湿球黒球温度）測定器・警報器の携帯 【写真②】

- ・熱中症指数が高くなると自動的にアラームで警報するWBGT測定器を携帯することで熱中症の未然防止を図る。

○休憩場所の工夫 【写真③】

- ・休憩場所を屋外の日陰に設置し、送風機・ドライミストなどを活用する。日陰部分への設置が難しい場合は、直射日光防止のテントを設置する。

○遮熱ヘルメット・電動ファン付き作業服の着用 【写真④】

- ・遮熱や電動ファンによる換気により、ヘルメット・作業服内に熱がこもることを解消する。

○場面に応じたマスクの適切な着脱 【写真⑤】

- ・屋外では、マスク着用は原則不要。



【写真①】 マウスシールドの着用



【写真②】 熱中症指数計の携帯



【写真③】 休憩場所の工夫



【写真④】 電動ファン付き作業服の着用



【写真⑤】 場面に応じたマスクの適切な着脱

建設現場における新型コロナウイルス対策 ⑧

ポスター等の作成・活用

○「3つの密」回避のためのポスター等を掲示し、予防意識の向上を図る。

・一般社団法人群馬県建設業協会では、以下のポスターやチラシを作成しています。
PDFデータはホームページ (<https://www.gun-ken.or.jp/covid19.html>) よりダウンロードして利用することができます。利用されたい方は、一般社団法人群馬県建設業協会にご連絡ください。
※印のあるポスター等は、パワーポイント版も公開しています。

(ポスター)



(ポスター)



(ポスター ※)



(ポスター ※)



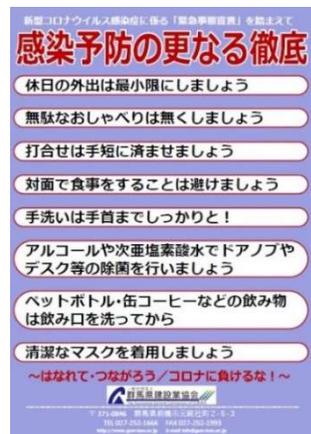
(ポスター ※)



(チラシ ※)



(チラシ ※)



・建設業労働災害防止協会では、のぼりを作成して販売しています。
連絡先：建災防本部 教材管理課 03-3453-3391



新型コロナウイルス対策に伴う費用及び工期の設計変更

国土交通省直轄工事では、感染拡大防止対策に伴う費用及び工期の設計変更について、次のとおり取り扱うこととしています。

国土交通省

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について」
(令和2年4月20日)

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の設計変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

なお、本通知については、都道府県及び市区町村にも周知されています。

会員企業におかれましては、公共工事について、感染拡大防止対策に伴う費用及び工期の設計変更の必要がある場合には、この通知に基づき発注者と協議してください。

職場における検査の更なる活用と徹底等

従業員の行動管理及び職場における検査の更なる活用と徹底については、次のとおりです。

- 従業員に平熱を超える発熱や風邪のような症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医、都道府県が設置する健康フォローアップセンターに相談する。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- 作業着や衣服は定期的に洗濯すること。
- 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - (1) 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - (2) 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - (3) 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、抗原検査キットを活用して検査を実施する。
 - (4) 抗原検査キットでの検査結果が陽性であった場合、職場にて「接触者」に対し、PCR検査等を実施するかどうかを判断する。
 - (5) 抗原検査キットの購入にあたっては、次の2点が必要であることに留意する。
 - ① 国が承認した抗原検査キット（「対外診断用医薬品」または「第1類医薬品」）を用いること
 - ② 検査を管理する従業員を定めて実施すること
 - (6) 上記の具体的な手順、一般用抗原検査キットの承認情報等については、下記URL参照。
 - ・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（令和4年10月19日）<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>
 - ・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html
 - (7) また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な抗原検査・PCR検査の活用も有用であるので、実施するかどうかを職場にて判断する。
- ワクチン接種については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」等を参照。
(厚生労働省ホームページURL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

感染者が確認された場合の対応

感染者が確認された場合の対応は次のとおりです。

○従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、感染者本人の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

○複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ビル貸主等の指示に従う。

【出典】国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染
予防対策ガイドライン」

おわりに

引き続き、完全な感染症の終息までの期間が長期に亘ることが想定されますので、引き続き、この「対策の実践」を参考に感染症予防対策を実施し、感染・まん延防止、事業を通じた地域社会貢献に寄与していただければ幸いです。